○内閣府厚生労働省令第九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）を実施するため、食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　後藤　茂之

食品衛生法の規定に基づく臨検検査又は収去の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条第一項（同法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の事務に係るものに限る。）に基づく臨検検査又は収去の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第七号）第三条第二項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部改正）

2　食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令様式第二号中「令和　　年　　月　　日発行」を「　　年　　月　　日交付　　年　　月　　日限り有効」に改め、「（一年間有効）」を削る。

（食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の技術的読替え）

3　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号。以下この項において「整備政令」という。）附則第二条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて整備政令第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業（整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）について、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者に対する食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第三条第一項の規定の適用については、同命令様式第一号中「食品衛生法第28条第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定」と読み替えるものとする。

（経過措置）

4　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

5　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。